

【平成27年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成27年10月14日 健康福祉委員長 青木 功雄

- 「議案第128号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第136号 平成27年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第137号 平成27年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第138号 平成27年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第5号 障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願」

- 「請願第6号 障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の受け入れ先の充実を求める請願」

《一括審査の理由》

いずれも障害のある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する内容であるので、2件を一括して審査

《請願第5号の要旨》

利用者又は家族の希望時間まで通所施設を利用できるように、助成金の具体的な支援と日中一時支援に施設から来所する場合の減算をなくし、ヘルパー時給等も見直して、障害のある青年たちの学校卒業後の夕方支援の受け入れ先の充実を求めるもの。

《請願第6号の要旨》

利用者又は家族の希望時間まで通所施設を利用できるように、事業者への助成を求めるとともに、地域生活支援事業である日中一時支援事業を積極的に利用できるように生活介護等の通所施設からの来所に関わる給付の在り方やヘルパー時給を見直して、事業所の増設とヘルパーの確保を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

18歳未満を対象とする児童福祉法では「児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるように」との理念の下、障害のある児童についても、ひとしくその生活を保障され、愛護されながら、年齢や障害に応じた健やかな成長を促すという観点に即したサービス体系となっている。18歳未満の障害児への放課後支援の主なサービスとしては、放課後等の余暇を活用して、障害のある児童の生活能力の向

上のために必要な訓練、社会との交流を促進することを目的としており、法定のものでは放課後等デイサービス、任意事業としては、障害児タイムケアモデル事業、障害児・者日中一時支援事業が挙げられる。

一方、主に18歳以上を対象とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法においては、「障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」との理念の下、障害者本人の地域における自立した生活を支援するという観点に即したサービス体系となっている。18歳以上の障害者の夕方支援については、日中支援を行っている生活介護事業所での延長支援、地域生活支援事業に位置付けられている障害児・者日中一時支援事業及び自宅での居宅介護や重度訪問介護事業所からのヘルパー派遣などにより対応している。

生活介護サービスにおける報酬は、国により定められており、利用者が事業所にいる時間ではなく、6時間から8時間で事業所の開所時間を基に一日当たりの支援に係る費用を包括的に評価して設定されている。また、利用者が複数の事業所を利用しても支払われる報酬は1事業所のみである。一方、障害者総合支援法に基づく任意事業である日中一時支援事業における報酬は、本市の判断で重複して支払われることのないよう報酬単価を調整することで、他の日中活動サービスの利用を可能としている。これが、障害児・者日中一時支援事業における減算の考え方である。

平成27年3月に同趣旨の請願を採択した後、5月に21大都市心身障害者（児）福祉所管課長会議にて、全政令指定都市に夕方支援の実態について照会したが、現時点においては、全国的にも従来制度で対応を図っており、夕方支援に特化した独自の支援策は実施していないとの結果が得られた。そして、6月からは生活介護事業所59か所、7月からは障害者相談支援センター28か所にアンケート調査を実施し、現在まで集約の上、分析、検討を行っている。別途、生活介護事業所を運営する法人の代表者や施設長の会合等において、ニーズが高まっていることを踏まえ、可能な限り延長対応への協力を依頼している。

6月から順次実施しているアンケート調査から、夕方支援については、家族の介護、レスパイト、家族の就労支援等の理由により、頻度や時間帯において多様なニーズが存在することから、一定の支援は提供されているが、どのサービスも利用できていない夕方支援希望者も存在しているというサービス量の課題が判明した。また、生活介護事業所が延長支援を実施していない主な理由として、「職員体制が組めない」があり、金銭的な理由に加え、人材確保の課題も浮き彫りとなった。

これらを踏まえた今後の方向性としては、引き続き施設に対して延長対応の実施や障害児・者日中一時支援事業について、働きかけを行うとともに、川崎区・宮前区において「特別支援学校等卒業生対策に伴う通所事業所整備計画」に基づき、平成28年に開設する生活介護事業所において、障害児・者日中支援事業を実施する予定となっており、サービス量の拡充を図る。また、人材確保対策として、継続してホームヘルパー養成研修・重度訪問介護従事者養成研修を実施していく。さらに、夕方支援の充実を要望する声が高まっていることから、他都市とも連携を図りながら国へ課題提起や要望行動を検討していく。

## 《主な質疑・答弁等》

### \* 個別支援について

サービスの受け皿の充実と併せて、そのサービスにつながるまでのマネジメントとして平成25年度に設置をした障害者相談支援センターや各区における相談支援の充実を図ってきた。障害児から障害者に対してのサービス転換については、どこに相談してよいのか分からない、こういったサービスがあるのか分からないとの声もあり、平成26年度から障害者相談支援センターに対して、特別支援学校の在学時においても相談を積極的に受けてほしいと協力を要請している。

### \* 事業所、ヘルパー及び利用者の実態について

福祉人材のニーズが高まっている一方で、働き手がないという実態があり、国において処遇改善事業として、平成27年4月に月額1万2,000円相当の報酬加算を実施したところである。本市においても、ヘルパー研修等を通じて引き続き人材育成に取り組んでいきたいと考えている。また、利用者側のニーズが高まってきていることもあり、今後も個別のニーズに応じていきながら、更なるサービスの拡充を図っていく。

### \* 事業所への補助について

夕方支援の延長対応に関する加算分を上乗せして、報酬を支払うことについては、本市の財政面から厳しい面もあるが、本来は国の制度において対応していくべき案件であると考えており、平成27年5月の21大都市心身障害者（児）福祉所管課長会議においても、ヘルパーの報酬単価の改定について更なる要望をしているところである。利用者から多様なニーズがあることは十分理解をしているが、現在は優先順位を付けて対応をしている。

### \* ホームヘルパーに対する報酬加算を行った場合の算定について

介護人材における平均年収は、一般的な労働者と比較して月単位で10万円ほどの乖離があり、国において処遇改善費を上乗せした経緯がある。平成28年度に、仮に本市で9万円を上乗せするとした場合、第4次ノーマライゼーションプランに基づく、ホームヘルパーの利用見込量は約4万8,000時間となっており、約3億円が必要と試算している。併せて全市の通所事業所の延長支援を上乗せするとした場合、約2億円の予算が必要と試算している。平成18年度から支援を必要とする障害者の数は約4割増加しており、加齢に伴い、症状が重度化、多様化している中で、順次量的質的拡充を図ってきたところである。また、本市の障害福祉のソフト面に要する費用は、直近5年間で年間平均約15億円増加している。

### \* 放課後等デイサービスと生活介護事業所の人材確保の課題の違いについて

放課後等デイサービスについては、発達障害など比較的軽度の障害を持った方が多く利用しているのに対し、生活介護事業所については、比較的重度の障害を持った方が多く利用しているという特色はあるが、必ずしも当てはまらない部分もある。それに伴い、求められる専門性も異なってくることになり、人材確保の課題となっている。

《意見》

- \* 今回、事業所に対してアンケート調査を行っているが、今後は施設の利用者に対してもアンケート調査を行ってほしい。
- \* 利用者の状況がひっ迫しているので、事業者への補助についてスピード感を持って市の単独事業として進めて行ってほしい。
- \* 事業所、利用者とのヒアリングを密に行い、実態把握に努め、切れ目のないサービスとして提供できるよう整備を進めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 緊急性を要する案件であり、国に対する法定整備の要望を引き続き働きかけていくとともに、持続可能な制度として模索をしていかなければならないため、請願第5号及び請願第6号は趣旨採択とすべきである。
- ・ 個別にアンケートを取り、実態把握に努めるとともに、財政面で国への要望も引き続き行いながら、早急に障害児から障害者となる際の法律の違いによる不利益をなくしていかなければならないと考えるため、請願第5号及び請願第6号は趣旨採択とすべきである。
- ・ 家族にとっては、障害児が学校を卒業した後も生活に直結している案件であり、期限を区切った支援ではなく、障害児から障害者になる際の法律の違いによる隙間を埋めることが必要なため、請願第5号及び請願第6号は趣旨採択とすべきである。

《請願第5号の審査結果》

全会一致趣旨採択

《請願第6号の審査結果》

全会一致趣旨採択